
プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 133 回実務対応専門委員会及び第 439 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 133 回実務対応専門委員会(2020 年 8 月 11 日開催)及び第 439 回企業会計基準委員会(2020 年 8 月 13 日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

実務対応報告の文案について

第 133 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. 権利確定日について、権利確定条件を達成しないことが確定した日を含めるべきかどうかにつき検討が必要なのではないか。
3. 事前交付型において新株の発行を行う場合について、割当日における会計処理は生じないことを記載したほうがよいのではないか。
4. 開示において、本実務対応報告の対象が取締役及び執行役であることから、付与対象者の区分を取締役、執行役の別に分けて記載することは不要ではないか。
5. 本実務対応報告の適用が会計方針の変更に該当するかどうかや、適用初年度に何らかの注記が必要かなどについて何らかの検討は行っているのか。
6. 現物出資構成により行われている取引に対して、本実務対応報告を遡及して適用することの可否をより明確に記載したほうがよいのではないか。
7. 本実務対応報告の対象は改正法による取引のみであり、その他の取引は対象外であるということについて、本実務対応報告の対象となる取引と現物出資構成による取引とは取引スキームが異なること等を記載し、より分かりやすく記載したほうがよいのではないか。
8. 対象勤務期間について、会社法等で定められている任期を超えて実質的に勤務する

期間とする場合は、それが分かるような記載としたほうがよいのではないか。

9. 現物出資構成における事後交付型の取引では報酬費用の相手勘定を負債で計上している事例があるが、本実務対応報告の対象外である当該事例についてどのように処理すべきかを記載したほうがよいのではないか。
10. 現物出資構成により行われている取引において、報酬費用の相手勘定として前払費用を取崩している事例があるが、それに関し何らかの検討は行っているのか。
11. 本実務対応報告の公表による他の会計基準等の修正において「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に項目を追加する場合、同基準の結論の背景において、他の項目と同様に当該項目の性格等を記載する必要があるのではないか。
12. 付与日を企業と取締役等との間で契約を締結した日とする場合、ストック・オプション会計基準における付与日と異なるため、設例においても付与日が分かるような記載としたほうがよいのではないか。

第 439 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 事後交付型における実務では、企業と取締役等との間で必ずしも契約を締結していないことや契約を締結している場合でも契約日にばらつきが見られることもあり、株式の公正な評価単価の算定の負荷を考慮し、付与日について契約日ではなく割当日とすることは考えられないか。
14. 本実務対応報告における「公正な評価額」について、時価の算定に関する会計基準における「時価」と意図するものが同じかどうかを確認いただきたい。
15. 事後交付型における株式の公正な評価額の算定において、配当の支払いは企業にとっては基本的には費用ではないため、各会計期間における費用計上額のもととなる株式の公正な評価額の算定に考慮すべきか疑問があり、実務的にどのような評価がなされているのかも含めて検討する必要があるのではないか。
16. 対象勤務期間と譲渡制限期間が異なる場合、どの期間において費用計上を行うのか。
17. 業績条件がある場合に、各会計期間における費用計上額に業績条件が考慮されていることがより分かるような記載としたほうがよいのではないか。
18. 現物出資構成により行われている取引について、本実務対応報告における開示と同様の開示を行うという趣旨の記載を行うことはできないか。
19. 本実務対応報告は、現行の実務における株式報酬取引を対象としたものではないという理解でよいのか。

20. 事前交付型における自己株式を処分する場合について、自己株式処分差額をどのタイミングで認識するかが設例において分かるようにしたほうがよいのではないか。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案について

第133回実務対応専門委員会で聞かれた意見

21. 付与日を企業と取締役等との間で契約を締結した日とする場合、ストック・オプション会計基準における付与日と異なるため、公開草案の概要において付与日について何らかの記載を行ったほうがよいのではないか。
22. 本実務対応報告の適用時期等について、改正法の適用を受ける取引から適用するなど、より具体的な記載とすることが考えられるのではないか。
23. 会社法の定めによるものや、法務省令が定まらないと決まらないものに関しては、その旨を記載することが考えられるのではないか。

その他の論点について

第133回実務対応専門委員会で聞かれた意見

24. 四半期財務諸表における資本金及び資本準備金を洗替処理するかについて、自己株式等会計基準におけるその他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱いと同様とすることが考えられるのではないか。
25. 四半期財務諸表における取扱いにつき、会計基準で取扱いを示すようなものではないとしても、何らかのかたちで実務における取扱いを示すことを検討することはできないか。

以 上